



学校教育推進室だより

東大阪市教育委員会 学校教育推進室 令和3年11月9日
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 TEL06-4309-3268

- 東大阪市学校教育基本目標
すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を
- 東大阪市学校教育重点目標
 - 総合的視点に立つ教育の推進
 - 人間尊重に徹した人権教育の実践
 - 信頼に応える学校園経営
 - 学校園・家庭・地域の協働

<令和3年5月>

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設(※1)における円滑かつ迅速な避難のために～

学校園では、子どもたちが災害について理解を深め、安全な行動がとれるように避難訓練を行います。この度令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設が「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施し、その結果を報告することが義務化されました。なお、東大阪市立学校園のうち76校園が浸水想定区域又は、土砂災害警戒区域内の施設です。(対象となる学校園は、下記参考の東大阪市 HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について」をご覧ください。)

各学校園で行われる避難訓練では、経路を確認し安全な場所まで避難を行います。集団下校や待機体制の確認が行われる学校園もあります。

(※1) 要配慮者利用施設…社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設



中学校 地震の避難訓練
机の下で安全確保



小学校 廊下で並んで避難
を開始する様子



幼稚園 紙芝居での
安全教育

参考：国土交通省（水防法及び土砂災害防止法の一部を改正する法律）

URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

東大阪市（要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について）

URL：[http:// https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023807.html](http://https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023807.html)



インフルエンザに注意しましょう

インフルエンザは、「インフルエンザウイルス」によって起こる感染症で小児や高齢者、免疫力の低下している人がかかると、新型コロナウイルスと同様に重症化する恐れがあります。
例年11月から3月にかけて流行しますので、しっかり予防をしましょう。
インフルエンザにかからないように

インフルエンザの主な症状
・38℃以上の急激な発熱
・倦怠感などの全身症状
・筋肉痛、関節痛など

- 飛沫感染・接触感染といった感染経路を断つことが大事です。
 - ・人が集まる場所から帰ってきたときには手洗いを心がけましょう。
 - ・普段からの健康管理も重要です。栄養と睡眠を充分にとり、抵抗力を高めておくこともインフルエンザの発症を防ぐ効果があります。
- 予防接種も重要です。
 - ・予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。



インフルエンザにかかったら

- 「他の人にうつさない」ことが大切です。
 - ・同居する他の家族、特に重症になりやすいお年寄りなどにはなるべく接触しないよう心がけ患者さんはできるだけ他の家族と離れて静養しましょう。
 - ・「発症日(※2)から5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」インフルエンザの出席停止期間になります。
 - ※2 発症日…病院を受診した日でなく、インフルエンザ様症状（発熱、筋肉痛、咳、くしゃみ、寒気等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

11月は児童虐待防止月間です

189(いちはやく)「誰か」じゃなくて「あなた」から

令和3年度児童虐待防止月間標語

厚生労働省では毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めています。

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

令和2年度の全国の児童相談所(大阪府では「子ども家庭センター」という名称です)への児童虐待相談件数は20万5029件であり、過去最多となっていて、幼い命が失われる痛ましい事案も発生しています。東大阪市でも児童虐待の相談対応件数は950件ありました。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

このような状況から、令和2年度4月には児童福祉法等が改正され、しつけと称した体罰が禁止されました。

皆様の電話一本の相談・通告によって救われる子どもの命があります。子育てに悩み苦しむ保護者への支援につながります。法律によって通告者や通告内容に関する秘密は守られますし、匿名で通告することもできます。

「児童虐待かも…」と思ったら「189」へ連絡をお願いします。

あなたの電話が子どもを守る
「いちはやく」189
「だれか」じゃなくて「あなた」から

体罰等のない子育てを
広げるために、
あなたの力を貸してください。

たたくれていい
子どもなんて、
いないんだよ。

Q クイズ
子どもが持っている代表的な4つの権利、
キミはいつ知っているかな?

「児童虐待防止推進月間」
普及啓発リーフレット

体罰によらない子育て
啓発資料

令和3年度 漢字検定受検料補助事業について

事業の概要

本市市立小中学校在籍児童・生徒の、日本語・漢字の能力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定を受検する際に、検定料の半額を補助するというもの。補助を受けることができる検定は、児童・生徒1人につき年間1回となり、原則第3回検定のみとなります。(令和4年1月14日~2月19日 実施分)

必要書類・提出期限

公開会場受検者の場合

- 1 申請書
- 2 請求書
- 3 通帳のコピー
- 4 受検票のコピー

準会場受検者の場合

- 1 申請書
- 2 請求書
- 3 通帳のコピー
- 4 準会場の責任者による受検証明書

準会場(公開会場以外の場所で受検)が、学校の場合『受検証明書』は、学校でまとめて提出となります。

<検定受検後、学校へ提出>

提出期限: 令和4年2月25日(金)

補助額(半額補助)

級	受検料(円)	補助額(円)	実質負担額(円)	級	受検料(円)	補助額(円)	実質負担額(円)
1	5,000	2,500	2,500	5	2,000	1,000	1,000
準1	4,500	2,250	2,250	6	2,000	1,000	1,000
2	3,500	1,750	1,750	7	2,000	1,000	1,000
準2	2,500	1,250	1,250	8	1,500	750	750
3	2,500	1,250	1,250	9	1,500	750	750
4	2,500	1,250	1,250	10	1,500	750	750

※詳細については本市ホームページ(教育→学校園での取組など→学力向上→令和3年度漢字検定受検料補助について)をご確認ください。